

会員の皆様へ

## 日本心身健康科学会 会則一部改定のお知らせ

日本心身健康科学会 会長 久住 武

会員の皆様におかれましては、日ごろから学会活動へのご協力やご支援をいただき、誠にありがとうございます。

先日（平成 30 年 9 月 8 日）行われました第 27 回日本心身健康科学会総会におきまして、「**会計年度の変更およびそれに係る会則の一部改定**」を提案し、会員の皆様から全会一致で承認されました。概要を下記にお知らせ致します。

会則は、平成 30 年 9 月 8 日をもって一部改定となり、平成 31 年 3 月 1 日より施行されます。学会ホームページ内（リンク）および学会誌「心身健康科学」の次号（14 号 2 巻）以降に改定後の会則を掲載しておりますので併せてご確認ください。

今後とも学会運営につきまして、会員の皆様のご理解とご協力のほど何卒よろしく願いたします。

### 【記】

- 平成 31 年度より、学会会計年度を現行の「9 月 1 日より翌年 8 月 31 日」から「4 月 1 日より翌年 3 月 31 日」に変更致します。（会則 第 8 章 第 32 条の改定）
- 「1」の変更にともない、毎年年度末に理事会を開催し、事業計画および収支計画の審議・承認を行うことになりました。その後、これら内容は総会にて報告されます。（会則 第 5 章 第 23 条の改定）
- 「1」の変更に伴い、平成 30 年度が平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の 7 ヶ月間で終了し、平成 31 年 4 月 1 日からは平成 31 年度となります（下図参照）。そのため、平成 30 年度の年会費は半額に致します。年会費請求書の送付は、平成 30 年度は 9 月下旬頃、平成 31 年度以降は年度初頭頃に行います。
- 主な事業内容やスケジュール等には大きな変更はありません。

以上

